

# 「知的財産推進計画 2012」策定に向けた意見募集の結果について

平成年 24 年 3 月  
知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略本部では、現在、「知的財産推進計画 2012」策定に向けた検討を進めており、当該計画の策定に資するため、広く国民の皆様から意見を募集した。

意見募集の結果は、以下のとおり。

## 1. 募集期間

2012 年 1 月 16 日(月)～2 月 6 日(月)

## 2. 募集方法

首相官邸ホームページへの掲載を通じて周知し、電子メール、郵送及び F A X により、広く意見募集を行った。

## 3. 募集テーマ

「知的財産推進計画 2012」の策定に当たり、「知的財産戦略 2011」について見直すべき点や新たに盛り込むべき政策事項等について

## 4. 提出された意見

合計 77 件（うち法人・団体から 29 件）

## 5. 主な意見の概要

主な意見の概要は別紙のとおり。

(参考) 意見提出のあった主な法人・団体 (五十音順)

医学系大学産学連携ネットワーク協議会  
一般財団法人 バイオインダストリー協会  
一般社団法人 情報サービス産業協会  
一般社団法人 知的財産教育協会  
一般社団法人 電子情報技術産業協会  
一般社団法人 日本映像ソフト協会  
一般社団法人 日本音楽著作権協会  
一般社団法人 日本レコード協会  
一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン  
株式会社 東海サウンド  
株式会社 日本国際映画著作権協会  
社団法人 衛星放送協会  
社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会  
社団法人 日本芸能実演家団体協議会  
社団法人 日本雑誌協会  
社団法人 日本書籍出版協会  
社団法人 日本図書館協会  
社団法人 日本民間放送連盟  
社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会  
知的財産人材育成推進協議会  
東京商工会議所  
日本行政書士会連合会  
日本製薬工業協会  
日本製薬団体連合会  
日本知的財産協会  
日本弁理士会  
日本弁理士会 東海支部  
日本マイクロソフト株式会社  
ビジネス ソフトウェア アライアンス

(注) 法人・団体については、名称を公表することを明記して意見募集を行った。

(別紙)

## 主な意見の概要

## 目次

I. 総論	1
II. 国際標準化関連	1
①国際標準化戦略を実行する。	1
②国際標準化活動の更なる活性化を図る。	1
③認証の戦略的活用を促進する。	1
(その他)	1
III. 競争力強化関連	2
①(なし)	
②我が国の「知財システム」の競争力を強化する。	2
(イ) グローバル知財システムの構築をリードする。	2
(ロ) 特許権の安定性を向上させる体制を整備する。	5
(ハ) 意匠・商標の保護環境を整備する。	6
(その他)	7
③我が国が生み出す「知」の活用を促進する。	7
(イ) 知財マネジメントを駆使して企業の「知」を最大限に活用する。	7
(ロ) 企業、とりわけ中小企業の優れた知的財産を活用し、グローバルに通用する事業を創出する。	8
(ハ) 大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。	9
④知的財産戦略を支える人財を育成・確保する。	10
(イ) グローバル・ネットワーク時代の知財人財育成プランを確立する。	10
(ロ) 知財システムを支える人材の育成を強化する。	11
IV. 戦略的デジタル・ネットワーク関連	13
①コンテンツの電子配信を促進するとともに、我が国の知的資産をデジタル・アーカイブして活用する。	13
②デジタル化・ネットワーク化の基盤を戦略的に整備する。	14
③グローバルな著作権侵害への対応を強化する。	15
④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する。	22
V. クールジャパン関連	23
①クールジャパンを発掘・創造する。	23
②クールジャパンをグローバルに発信する。	24
③クールジャパンの人気を拡大させる。	25

④クールジャパンの基盤を整備する。	26
⑤グローバルに通用する人財基盤を強化する。	26
VI. その他	26

## I. 総論

### 【知的財産戦略の推進】

- ・政府は知的財産戦略大綱に則り日本の「知的財産立国」構想を継続して推進すべき。  
(日本マイクロソフト株式会社)

### 【意見結果の取り扱い】

- ・意見募集の意見結果は、去年と同じく集まった各意見を全文公開すべき。(個人)
- ・意見は団体、個人を差別せず、知財推進計画、関係法令のあり様に反映すべき。(個人)

### 【委員会の運営】

- ・知財戦略本部に置く各種委員会等のメンバーに実務経験者を登用すべき。(個人)

### 【その他】

- ・2010年の計画と比して、戦略として注力する点は整理され、明瞭化して、網羅性の高いものとなっている。具体的事案について、より一層の精緻な検討と計画立案を希望する。(個人)

## II. 戦略1 国際標準化のステージアップ戦略

### ①国際標準化戦略を実行する。

- ・「国際標準化アクションプラン」に基づき官民一体となって取り組み、市場拡大を目指すべき。(東京商工会議所)

### ②国際標準化活動の更なる活性化を図る。

- ・国際標準化への戦略的な取組は必須。企業の国際競争力を強化するため、政府は強力なリーダーシップを発揮すべき。(東京商工会議所)
- ・国際規格に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大することが必要。(東京商工会議所)
- ・中小企業の国際展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格（CEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度の創設が必要。(東京商工会議所)
- ・中小企業が、製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、海外の規格情報に関する最新動向等の情報提供を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・標準化活動支援において、個別案件毎に支援をする場合、どこへ相談すれば、どのような支援が得られるのかの情報開示を希望する。(日本知的財産協会)

### ③認証の戦略的活用を促進する。

#### (ロ) 認証の戦略的活用に必要な基盤整備を行う。

- ・国際標準及び認証の事例を活用した普及啓発活動を強化することが必要。(東京商工会議所)

### (その他)

- ・技術力・ものづくりに関する日本企業の特質が活かされ、かつ日本企業が生き残れる領域を残した標準化を目指すよう要望する。(日本知的財産協会)
- ・公共性の高い規格に関し、規格必須特許の保持者又はその特許の継承者が、規格実施者に対し、法外な特許実施料請求をする場合の対策を検討すべき。(日本知的財産協会)
- ・デジュール標準、フォーラム標準等に主導権をもって規格に知財を埋め込むことが重要。(日本知的財産協会)
- ・標準化人材育成のプログラムの開示を要望する。(日本知的財産協会)
- ・国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントを行える人財を育成するための事業を大幅に拡充することが必要。(東京商工会議所)
- ・臨床開発に資するため、安全性や効果の指標となるマーカーについて、産・官・学による共同開発を推進すべき。(医学系大学産学連携ネットワーク協議会)
- ・申請新薬に関する各種データを国際標準化し、日米欧以外においても共通して使用できるように要望する。(日本製薬工業協会)
- ・申請新薬に関する各種データの国際標準化及び保護に関し、アジア諸国がビジネス上重要であり、重点を置いた施策の実行を要望する。(日本製薬工業協会)

### Ⅲ. 戦略2 知財イノベーション競争戦略

#### ②我が国の「知財システム」の競争力を強化する。

##### (イ) グローバル知財システムの構築をリードする。

###### 【特許審査ハイウェイ】

- ・出願様式の共通化や特許ワークシェアリング（PPH）の推進と、その効果の検証が必要。(東京商工会議所)
- ・日本以外において安定的に特許権を取得するため、特許審査ハイウェイの拡大は是非とも進めていただきたい。(日本製薬工業協会)
- ・特許審査ハイウェイ（PPH）に代表される、安く質の良い特許を世界各国・地域で取得する仕組み作りを歓迎する。対象国の更なる拡大を要望する。(日本知的財産協会)
- ・PPHに関しては、ユーザーの視点で運用面での利便性向上を要望する。その上で、IP5極での統一運用を目指すべき。(日本知的財産協会)
- ・国際的特許制度の調和促進、特許審査における国際的ワークシェアリングや特許審査ハイウェイ（PPH）等による審査の迅速化・均質化において、日本特許庁の強いリーダーシップによる早期実現を期待する。(日本マイクロソフト株式会社)
- ・関係各国との制度調和及び競争環境の基盤整備を我が国がリードすることを念頭に、関係省庁が緊密に連携し、各国との議論を積極的に行うべき(一般社団法人 情報サービス産業協会)

###### 【国際的な知財制度の調和】

- ・ASEANの枠、APECの枠、あるいは新しいスキームで広域知的財産制度の推進を要望する。(日本知的財産協会)
- ・特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、我が国が中心となった国際特許システムの構築が必要。(東京商工会議所)

- ・統一出願フォーマット(Common Application Format)、統一引例フォーマット(Common Citation Document)の採用に関し、日本特許庁主導で他極の特許庁や他のP P H 賛同特許庁への拡大調整を図り、グローバルスタンダードの早期実現を目指すべき。(日本知的財産協会)
- ・世界標準の特許分類に関して、特許庁がIP5 極で検討を進めているCHC(Common Hybrid Classification)について、実現に向け取り組むべき。(日本知的財産協会)

#### 【外国語出願】

- ・グローバル化時代の到来を真摯に受け止め、P C T国際特許出願の英語化を推進すべき。(医学系大学産学連携ネットワーク協議会)
- ・日米欧で導入されている「外国語出願制度」について、新興国・途上国での日本語又は英語による外国語出願導入への働きかけを施策に盛り込むべき。(一般社団法人電子情報技術産業協会)

#### 【職務発明制度】

- ・工程表(89)職務発明制度の運用「2013年度までに制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。」に関し、即座に改正協議・検討に着手すべき。(一般社団法人電子情報技術産業協会)
- ・職務発明に係る特許を受ける権利は、使用者等と従業者等の個別契約・就業規則等が無くても、法人帰属とすべき。(日本製薬工業協会)
- ・職務発明に係る特許を受ける権利の相当の対価の額及び支払方法等は使用者等と従業者等の個別契約・就業規則等に委ねるべき。(日本製薬工業協会)
- ・職務発明制度改正に伴う経過措置として、旧法下(昭和34年法)の案件についても、個別契約・就業規則等に委ねるなど改正の趣旨及び平等・公平などの観点から適切な措置を施すべき。(日本製薬工業協会)
- ・平成16年改正法が適用されない旧法下(昭和34年法)の案件についても、適切な経過措置を法律上明記することによって訴訟リスクを遡及的に断ち切れなければならない。(日本製薬工業協会)
- ・我が国の職務発明制度は諸外国に比べて特異。グローバル企業における人事施策の公平性の観点からも他国と調和したものにする必要がある。(日本製薬工業協会)
- ・発明のインセンティブ施策が企業の経営判断・裁量に任せられる制度とするため、職務発明の取扱いを企業自治に委ねる制度、あるいは、職務発明は原始的に法人帰属とする制度等の検討を要望する。(日本知的財産協会)

#### 【新興国・発展途上国の知財制度に係る問題への対応】

- ・新興国・発展途上国からは、グローバルスタンダードに適合するか判断が難しい案件が施策として提案されるが、その背景分析が必要。(日本知的財産協会)
- ・中国の知的財産(権)に対する規制が、知的財産制度の適正範囲に納まっているものか、適正範囲とは何を基準に判断すべきかの研究が必要。(日本知的財産協会)
- ・知財制度途上国の知財制度設計・整備が重要な課題。新興諸国において適切な知財の創造・保護・活用が図られるよう、日本政府が関係諸国政府等と協力して推進することが必要。(日本マイクロソフト株式会社)
- ・中国の技術輸出入管理条例第24条第3款は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で特許保証責任に関して公平とはいえない。これを削除するか、削除が困難な場合



- は、合同法第353条のように特許保証責任を当事者間で約定可能とする条例改正を中国政府へ働きかけるべき。(日本知的財産協会)
- ・中国の技術輸出入管理条例第27条は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で改良技術の帰属に関して公平とは言いがたい。これを削除するか、削除が困難な場合は、合同法第354条のように改良技術の帰属を当事者間で約定可能とする条例改正を中国政府へ働きかけるべき。(日本知的財産協会)
  - ・インドの強制実施の基準、実用新案制度の導入などの推移状況観察を含め、インド等に対し、官民一体で迅速に問題の是正を当該国に働きかけができる仕組み(JETRO北京センター知的財産部など)の構築を希望する。(日本知的財産協会)
  - ・各国政府との外交戦略的交渉の役目を担うべき特許庁の北京における担当官がJETROにしかない状況は不適切。米国、EPOの活動を参考に各大使館における知的財産担当官の見直しを図るべき。(日本知的財産協会)
  - ・米国の特許法改正が行われたが、これらの実施細則について注視し、制度ユーザーとして意見を提出していく必要があり、政府筋の情報網も活用できるよう情報交換を密にすべき。(日本知的財産協会)
  - ・欧州のEU域内特許・訴訟統一制度について、翻訳問題がどのように解決されるかといった未定の事項や、EU特許裁判所創設構想といった抜本の見直しの動きについて見守る必要がある。(日本知的財産協会)
  - ・新興国での安定した知的財産権の保護・活用を実現するために、新興国の特許システム構築を支援すべき。(東京商工会議所)
  - ・日本企業が巻き込まれた事件で、被告企業のヒアリングを通じ、進歩性判断基準が低いために特許無効となしえなかった事情はないか、訴訟の遂行の仕方が悪かったのか、分かりにくい訴訟制度が一因ではなかったのかといったことを分析し、進歩性判断基準や訴訟制度上の問題があれば、それを是正すべき。(日本知的財産協会)

#### 【その他】

- ・申請新薬に関する各種データに関し、日米欧以外においてもデータ保護期間を法制化するよう要望するとともに、殊にEPA、FTA等の二国間交渉、TPP等の多国間交渉において、申請データ保護が我が国の知的財産保護に資するとの観点から交渉すべき。(日本製薬工業協会)
- ・新興国において、医薬品に関する特許付与自体の社会問題化、強制実施権の発動検討といった事例が報道されている。これらはTRIPsにより当然保護されるべき性質のものも含まれるため、創薬保護のための運用改善施策を要望する。(日本製薬工業協会)
- ・二国間交渉・多国間交渉等の場を活用して国際的な創薬環境・医薬品ビジネスを活性化するための環境整備を進めるべき。(例：特許期間延長制度、データ保護制度あるいは再審査期間制度、パテントリンケージ(特許を含めた薬事法の不承認)制度の導入や特許対象の見直しなど)(日本製薬工業協会)
- ・生物多様性条約(CBD)における遺伝資源へのアクセス、利益配分に関する名古屋議定書への加入、国内法の整備、CBDに関係する他の国際機関での議論等にあたり、産業界からの意見も取り入れ、産業発展や国民生活へ悪影響がない形で検討すべき。(日本製薬工業協会)

#### 【周知】

- ・日本知的財産協会が、環境技術と関連する特許とをパッケージで移転するスキーム（Green Technology Package Program）の具現化を目指して、WIPOと推進した共同プロジェクト“WIPO GREEN”の周知に日本政府の支援を要望する。（日本知的財産協会）

#### （ロ）特許権の安定性を向上させる体制を整備する。

##### 【新制度の検討】

- ・制度改定の議論においては、関係者の理解を促した上で、丁寧に実態やニーズを調査する手順を必ず踏むべき。議論をミスリードしないため、「知財保護」にはメリット及びデメリットの両面があることを理解させる工夫や配慮が肝要。新制度の施行に際しても説明会の開催等、関係者の理解度を高める方策を着実に実施することをお願いしたい。（一般社団法人 情報サービス産業協会）
- ・信頼性の高い特許権を発生させることは、特許権者及び第三者の権利の活用にとって重要である。無効審判では請求の障壁が高いので、より簡便な公衆審査による異議申立制度や再審査請求制度を導入すべき。（日本弁理士会 東海支部）
- ・「特許に関する付与後異議申立制度の創設」を提案する。（一般社団法人電子情報技術産業協会）
- ・差止請求権の在り方の検討に関し、産業構造審議会特許制度小委員会報告書にある継続検討のみならず、ワーキンググループの設置など、検討継続を担保するための仕組みを用意し、多面的に検討すべき。検討においては、差止請求権への権利濫用法理の適用、及び標準規格といった協調領域で、差止請求権がないものの損害賠償請求権や対価請求権のある「ソフトIP」的な権利体系も含め多面的な検討を希望する。（一般社団法人電子情報技術産業協会）
- ・どのような状況で差止請求権が制限されるべきか、その場合にいかなる補償を特許権利者に与えるべきかといった具体的議論を深めることが必要。（日本知的財産協会）
- ・弁理士の国際的活動の前提事項の「知的財産の係争事件に関連する弁理士と依頼者との間で交わされた文書の開示免除」を明文化することを望む。（日本弁理士会）
- ・強制実施権や公共の福祉と知的財産（権）問題に通じる「特許法の理念」に関し、経済の仕組みの変化に伴い従来からの特許制度が変わっているのか、それとも現行特許制度設計が限界にきているのか、掘り下げた議論が必要。（日本知的財産協会）
- ・特許権侵害訴訟の原告勝訴率が低い。裁判所が権利者有利の立場に立てる施策を策定すべき。（個人）

##### 【審査期間】

- ・国際調査、国際予備審査等を含めた審査待ち期間の一層の短縮を図ることが必要。（東京商工会議所）
- ・タイムリーな権利化を実現させるため、早期審査、通常審査、遅延審査のいずれかを選択できるようにすべき。（一般社団法人電子情報技術産業協会）
- ・特許や商標等の審査着手については、「見通し時期」ではなく、具体的な期日を出願人に明示するとともに、期日の遵守を徹底することが必要。（東京商工会議所）

##### 【特許庁システム開発】

- ・特許庁システム開発は、企業の国際進出・国際知財戦略を後押しするに不可欠な施

策である。(日本知的財産協会)

- ・特許庁システム開発は、将来の制度改正、サービス拡張などにも柔軟に対応できるよう、民間の意見も取り入れ、十分な検討を行って進めるべき。(日本知的財産協会)
- ・特許庁システム開発は、周辺システムのうち部分的な切出しが可能であれば(新検索システムなど)、全体のシステム前に順次公開すべき。(日本知的財産協会)
- ・特許電子図書館と文献・権利・技術情報等とを相互に連携・一元化し、中小企業が技術情報をシームレスに活用できる総合的データベースを構築すべき。(東京商工会議所)
- ・中国・韓国の特許文献が増大しているため、容易な文献検索を早期に実現することが必要。(東京商工会議所)
- ・中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の日本語検索、分析等を可能にする検索環境をより早く実現していただきたい。(日本弁理士会)

#### (ハ) 意匠・商標の保護環境を整備する。

##### 【意匠権・商標権の保護範囲】

- ・汎用PC上の画面デザインの保護に関し、携帯端末とPCの境界が曖昧になった実情や、欧米各国に比し対応が遅れていることにかんがみ、意匠法での早急な対応が必要。(日本マイクロソフト株式会社)
- ・インターネット上の画像や文章を意匠として保護することに断固反対(個人)
- ・「音」や「動き」も商標の対象にする動きがでていますが、著作物たる「音楽」や「舞踊」との区別が問題である。著作権法の趣旨を踏まえ、創作等に至らないものは保護すべきではない。(個人)

##### 【侵害行為への対応】

- ・民事訴訟での損害賠償の実効性確保のため、商標権侵害物品の販売行為について、ある程度の包括的な特定、立証責任の事実上の転換等の運用に向け、侵害行為の推定規定の新設等を検討すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・商標法違反事件の裁判の公判の日取り及び裁判結果を権利者に通知すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・商標権侵害行為に対する損害賠償のため刑事事件記録の閲覧謄写での情報開示を適正に行うべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・海外のサーバーを使う販売サイトから日本に多量流入する商標権侵害物品対策として、個人使用目的での所持・輸入を法令等によって規制すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・インターネットでの検索エンジン結果表示から商標権侵害物品販売サイトを除くべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

##### 【水際措置、取締り】

- ・水際対策について、差止申請手続の簡易化の流れに逆行する「侵害品と認める理由」と題される書類の提出や当該手続申立代理人の新たな要件、識別ポイントに対しての過度な要求について考慮すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・水際対策について、複数企業の情報を合わせた場合に有効となる識別情報を活用する方法について考察すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

- ・水際対策について、認定手続での写真電送可能範囲の拡大等を行い、より一層の簡易化・迅速化を図るべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・水際対策について、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達を考慮したスキームを構築すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・水際対策について、税関の現場においては、認定手続開始の理由である「疑義」が「侵害物品であるとの断定」と捉えられている様子であるのでこれを改めるべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・水際対策について、税関と警察との連携を強化し、反復継続的に商標権侵害物品を輸入するものの摘発を強化すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・知的財産権の侵害摘発を行なう「ポリス・ファンクション」を徹底すべき。(個人)

#### 【海賊版対策】

- ・工業製品・コンテンツ・農林水産物等の海賊品対策については、より一層の強化が求められる。国は関係府省と協力し、関係機関の国内外での取り組みについて予算措置を講じて更に支援すべき。(日本行政書士会連合会)

#### (その他)

- ・特許寄託菌株の分譲制度による悪用防止措置を入れるべき。(一般財団法人バイオインダストリー協会)
- ・今次の特許庁長官の任期は複数年となり、望ましい方向。中長期計画立案と在任期間の長期化による成果刈り取り策を維持願いたい。(日本知的財産協会)
- ・裁判官の交流を活発化する企画を立案し、発展途上国・一部新興国における現行の裁判制度での問題である、裁判の三審制、訴訟手続きの明確性、判断の予見可能性向上などについて裁判制度の近代化の視点でリードすべき。(日本知的財産協会)
- ・海外シフト先で創作された知的財産を如何にして日本に取り込み、日本の発展につなげるかの方策を検討すべき。(日本弁理士会)
- ・特許権等に関する訴えの一審の専属管轄につき、その専属管轄化の理念を、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所から離れた地方においても浸透させ、地方に対する利便性を向上させる制度を設けるべき。(日本弁理士会 東海支部)
- ・各高等裁判所の所在地に所在する各地方裁判所を専属管轄地方裁判所に加えること、又は、地方裁判所を専属管轄にした上で、地方裁判所の何れにも提訴できるようにすること、又は、東京地方裁判所の専門部の巡回裁判所を提案。(日本弁理士会 東海支部)
- ・知的財産権のロイヤリティ率を5%程度とする暗黙のルールを打破し、30%程度とするルール変更を主導すべき。(個人)

### ③我が国が生み出す「知」の活用を促進する。

#### (イ) 知財マネジメントを駆使して企業の「知」を最大限に活用する。

- ・絶え間ないイノベーションが、企業の競争力の源泉であり、技術のみならず、デザインなどの知的財産を複合的に活用する視点が重要。(東京商工会議所)
- ・デザイン力を強化するため、外部デザイナーの活用に係る補助制度や企業とデザイナーのマッチング及び芸術系大学との産学連携といった施策を創設することが必要。(東京商工会議所)

- ・著作権や意匠権については、相談体制の充実やセミナーの開催など普及啓発活動を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・知的財産権の有用性、特許権等の申請によるリスクやノウハウやアイデアといった営業秘密の管理の重要性についての普及啓発を強化すべき。(東京商工会議所)
- ・営業秘密管理指針(改訂版)、技術流出防止に関連するガイドラインや技術契約等の締結における留意点について、実態に即して継続的に見直しを行うことが必要。(東京商工会議所)
- ・公共事業入札と営業秘密保護の実態把握のための調査を希望する。(日本知的財産協会)

**(ロ) 企業、とりわけ中小企業の優れた知的財産を活用し、グローバルに通用する事業を創出する。**

**【知財戦略構築の支援】**

- ・ビジネスの視点を通じた知的財産戦略の策定・実行に対する支援やインセンティブの創設によって、早期に中小企業の取組を促進すべき。(東京商工会議所)
- ・中小企業における知的財産戦略の雛型を提示することが必要。(東京商工会議所)
- ・中小企業経営者に対して、知的財産戦略策定の重要性について理解促進を図るため、知的財産戦略の策定・実行を促進させるようなインセンティブの創設及び事例の紹介を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・弁理士をはじめとする外部専門家が、中小企業の知的財産戦略の策定・実行支援に積極的に取り組むインセンティブを創設することが必要。(東京商工会議所)
- ・中小企業における意匠権の一層の活用やデザイナーをはじめとする外部人財の有効活用が急務。競争力の強化、他社との差別化を図るため、新たに支援策を講じるべき。(東京商工会議所)
- ・発明者(職務発明を含む)や著作者に与えられる権利の対価の算定基準を明文化すべき。(個人)

**【グローバル展開支援】**

- ・中小企業の有する優良な知的財産のネット見本市を開設するとともに、「海外商談コンシェルジュサービス」を創設し、海外との商談・契約の交渉窓口を全て代行できる制度の創設が必要。(東京商工会議所)
- ・「海外知財プロデューサー」を増員することが必要。(東京商工会議所)
- ・海外における知的財産権訴訟費用に関する政府保証付き保険制度を創設すること。(東京商工会議所)
- ・中小企業を対象とする相談体制を強化するほか、外国侵害調査費用等に関する補助制度の拡充及び周知を図ることが必要。(東京商工会議所)
- ・インターネット上から海外進出先のタイムリーな知財情報を容易に取得できるように、各国における知財調査環境の整備の支援を要望する。(日本弁理士会)
- ・海外の規制に関する情報の提供及び規制緩和・撤廃に向けた取組を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・中小企業における総合的なグローバル展開を支援するべく、経営・事業の観点と一体となった知財面での支援が行える施策を要望する。(日本弁理士会)
- ・中小企業のグローバル展開支援においては、単なる海外調査に止まらず、知的財産権の専門家たる弁理士の調査結果の分析及び知的財産を活用した競争戦略の立案

- ・ までを支援する体制作りを要望する。(日本弁理士会)
- ・ 知的財産権を安価に利用できる制度を構築すべき。(個人)

#### 【相談窓口】

- ・ 「知財総合支援窓口」で知的財産戦略の策定・実行をワンストップで支援できるように体制を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・ 「知財総合支援窓口」のPRを強化するとともに、複数年度にわたる予算措置により継続的な運営ができるようにすることが必要。(東京商工会議所)
- ・ 知的財産に関するワンストップ相談窓口の専門家の一員として、全国4,000名以上の「著作権相談員(行政書士)」を登用・活用すべき。(日本行政書士会連合会)
- ・ 米国のスモールエンティティ制度(料金50%低減)、マイクロエンティティ制度(料金75%低減)のように中小企業の料金を大幅に減免することが必要。(東京商工会議所)
- ・ 「知財総合支援窓口」で取組を開始した「弁理士の標準価格の提示」の早期実現及び弁理士費用の補助制度を創設することが必要。(東京商工会議所)
- ・ 中小企業からの相談体制の強化や、外国侵害調査費用に対する補助制度の拡充及び周知を図ることが必要。(東京商工会議所)

#### 【企業負担軽減】

- ・ 試作品開発、需要調査、ビジネスプラン作成の補助制度について、申請内容が知的財産をベースとしたものである場合は、知的財産関連費用相当分を上乗せすることが必要。(知的財産上乗せ制度の創設)(東京商工会議所)
- ・ 中小企業を対象に、安価な「商談・契約交渉・侵害対応代行サービス」を創設することが必要。(東京商工会議所)
- ・ 中小企業を対象に、外国特許に係る特許料、翻訳料、弁理士料も含めた全ての費用が半額となるような補助制度の拡充を図るとともに、その際の申請書類は簡素化するなど使い易い制度とすることが必要。(東京商工会議所)
- ・ 中小企業については、当面、書面による出願申請を認めることが必要。(東京商工会議所)
- ・ 中小企業の優れた知的財産を資産価値として数値化・指標化する仕組みを構築し、融資に活用できるシステムを提供することが必要。(東京商工会議所)
- ・ 大企業の範疇に入らず、また、中小企業の定義(資本金、従業員数)から外れた層(中規模層)に対し、中小企業の定義の見直し又は中規模企業に対するきめ細かい支援を要望する。(日本知的財産協会)
- ・ 中小企業の知的財産保護、企業の技術流出防止、流出に関するトラブルについては、政府の強力な対策、関与、支援策が必要。(東京商工会議所)

#### (ハ) 大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。

- ・ 大学にとって特許の意義、戦略を再検証し、真に有用な発明に焦点を当てて出願するよう指導すべき。(日本知的財産協会)
- ・ 大学間での人材・資源・情報を共有化するための強力なネットワーク構築を支援すべき。(医学系大学産学連携ネットワーク協議会)
- ・ 大学が必要とする産学連携人材を大学自らが育成し、これを大学本体に定着させるための環境を整備すべき。(医学系大学産学連携ネットワーク協議会)

- ・産学連携による先端医療技術の開発促進に向け、厚生労働行政のより積極的な関与を求める。(医学系大学産学連携ネットワーク協議会)
- ・大学が外国に特許出願する必要があるものは、出願前に企業に照会し、企業の援助で出願することが現実的。(一般財団法人 バイオインダストリー協会)
- ・中小企業の知的財産活用には、産学官連携の推進や地域クラスターへの参画が有効であることから、中小企業が参加しやすい環境整備や情報提供を積極的に行うことが必要。(一般財団法人 バイオインダストリー協会、東京商工会議所)
- ・コンソーシアムのイノベーション促進と効果的知的財産(権)の獲得を目指す動きについて、ベルギーの IMEC のように、大型産官コンソーシアムや画期的な発明の実用化を支援するベンチャー育成策に結びついているかを検証し、引き続き効果的な施策を整備すべき。(日本知的財産協会)
- ・各種業界の特殊事情を勘案し、産学連携の成果である知財のフレキシブルな運用を行うべき。(一般財団法人 バイオインダストリー協会)
- ・産学連携時に問題となる不実施補償条項について、撤廃も含め、検討・協議することを要望する。(一般社団法人電子情報技術産業協会)
- ・政府資金による委託研究開発の契約書・報告書の統一化や内容の見直しを行い、日本版バイドール法の実効性を高めるべき。(一般社団法人電子情報技術産業協会、日本知的財産協会)
- ・S B I Rにおいて、申請書類の簡略化、概算払いの対応をすること。また、多段階選抜方式の拡充にあたっては第一段階の事前調査以降、次段階へのステップアップが円滑に行われるようアドバイスが必要。(東京商工会議所)
- ・企業のエンジェル税制(ベンチャー企業投資促進税制)の導入を希望する。(日本製薬工業協会)
- ・大学や公的研究機関の特許権のたな卸しを実施し、その活用をはかる具体的行動計画を、数値目標とともに策定すべき。(個人)

#### ④知的財産戦略を支える人財を育成・確保する。

##### (イ) グローバル・ネットワーク時代の知財人財育成プランを確立する。

- ・「知的財産人材育成総合戦略」との関係を明確にすべき。仮に、「知財人財育成プラン」が「知的財産人材育成総合戦略」を相互補完するものであれば、どのように補完するのかを示すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・知財人財育成プランには詳細設計がないが、専門調査会で関係省庁を交え詳細設計を行うことを要望する。(日本知的財産協会)
- ・従来のような予算重視、即ち予算を確保して、単にヒト・モノ・カネを投入するのではなく、まず目標とする中長期的なゴールを見据えて、そのゴールに向かって邁進できる優秀な人財(指導者)を確保した上で知財人財の育成・確保に取り組んでいただきたい。(知的財産戦略ネットワーク株式会社)
- ・「知財マネジメント戦略研究所(仮称)」並びに「ビジネス戦略知財アカデミー(仮称)」及び研修機関を有機的に関連付けるための具体的な取組を示すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・「知財人材育成プラン(案)」のターゲットである「企業」が何を指すか不明確。また、育成対象は大学・研究機関等(アカデミア)の専門職や中小企業などの民間従事者に限るべき。(知的財産戦略ネットワーク株式会社)
- ・「知財人財育成プラン」の各論「4. 知財人財育成プラン推進体制の整備」に記載

された知的財産人材育成推進協議会の体制整備に関する施策について、「知的財産推進計画2012」に反映させるべき。(知的財産人材育成推進協議会)

#### (ロ) 知財システムを支える人財の育成を強化する。

##### 【人財育成方法】

- ・単に教科書的な事業戦略・知財戦略に関する知識・教材を提供するだけでなく、グローバルな経営感覚と知財戦略を有するプロフェッショナルな指導者がいる機関又は組織の中で産業分野別のOJT（実践トレーニング）によって指導すべき。その際、産業分野別の実態の相違や知的財産上の固有の問題へのきめ細やかな指導を実現するため、各分野別、例えば、ライフサイエンス、IT、電気・機械、環境等にそれぞれ対応すべき。(知的財産戦略ネットワーク株式会社)
- ・人財育成の指導者には、経験と知識を備え実際の修羅場を潜ってきた産業界のプロフェッショナルを充てるべき。(知的財産戦略ネットワーク株式会社)

##### 【育成機関】

- ・5年を目途に「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」を世界最高水準にするとあるが、いかにして世界をリードする研究・分析成果を挙げる研究拠点とするのか、「知的財産人材育成総合戦略」の各セクターの役割・関与も含め、体制整備の具体的工程を示すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・優秀な人財が「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」にて研究・分析に参加するインセンティブが働くように、その体制を整備すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」の整備が、「知的財産人材育成総合戦略」において役割を整理された各セクターに対し、どのように働きかけていくのかを示すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」とは「事業戦略的な知財マネジメント人財を養成する場」と示されている。それをどのような体制で実現するのか、「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」といかに連携するのも含め、体制整備の工程を示すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」の体制整備に関して、民間の活動のみでは資金や景気等の影響で一定の限界があるので、国の施策として取組を強化すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・「ビジネス戦略知財アカデミー」は、グローバルな知財戦略の経験が少ない中小企業を対象とし、枠組みを具体化することで、グローバル化に対応する弁理士の育成への相乗効果が期待できる。(日本製薬工業協会)
- ・弁理士試験の合格者数を増加させ、3次試験の合格率を上げるべき。特許事務所の総所員数に対する弁理士数の割合を明記し、弁理士の価値を上げるべき。(個人)

##### 【検定制度】

- ・知的財産管理技能検定等の検定試験を中小企業の「知財人財」育成において活用させるようインセンティブを創設することが必要。(東京商工会議所)
- ・中小企業の知財活用に資する特有の制度等についての知識や、外部専門家とのインターフェイス役を果たしうる技能を客観的な基準によって検定し、一定レベル以上に達した者に資格を認定する制度に賛同。(一般社団法人 知的財産教育協会)



- ・検定制度を設けることで、具体的な指標や客観的な到達度が明確になり、人財育成の促進が図れる可能性が高い。(一般社団法人 知的財産教育協会)
- ・知財人財の育成・確保に積極的に取り組む中小企業に対するインセンティブ制度を、上述の検定制度と併せて導入すべき。(各中小企業の知財人財の育成・確保への取組状況は、検定制度の受検者数や合格者数で判断する。)(一般社団法人 知的財産教育協会、知的財産人材育成推進協議会)

#### 【人財の活用方法】

- ・中小企業の「知財人財」像を具体的に提示すること。例えば、社内の知的財産をはじめとする状況を把握している外部専門家に適切に相談できるといった観点が重要。(東京商工会議所)
- ・2006年策定の「知財人材育成総合戦略」(30頁)に「全ての中小企業で知的財産を理解できる人材を、少なくとも一人は育成する「一社一人運動」を実施する。」旨が明記されているが、その政策の具体策は現時点で見当たらない。(一般社団法人 知的財産教育協会)
- ・大手企業のOBを中小企業の知的財産戦略策定・実行支援に活用するための仕組みを構築することが必要。実際の活用にあたっては、必要に応じて研修を実施することが必要。(東京商工会議所)
- ・中小企業診断士、大手企業のOB、中小企業の知的財産戦略策定・実行支援に携わる人財向けの研修プログラムの体系化を図ることが必要。(東京商工会議所)
- ・任期が終了する「任期付審査官」が企業・教育機関・支援機関等の様々な場面で活躍できるための支援策を講じる必要がある。(東京商工会議所)
- ・行政書士を対象に知財マネジメント研修を行い、知財マネジメント人財として積極的に活用・登用すべき。(日本行政書士会連合会)
- ・海外ネットワーク形成を目指す上で必要となる、我が国の知財教育・教材の英語コンテンツの開発・充足や、大学間あるいは官・学の協力体制の整備は、政府が積極的に支援すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・行政書士は、広く全国に散在し、中小企業支援業務を通じて営業秘密保護のための管理マニュアル・契約書面作成や企業内体制構築の支援を行っており、最も近い専門家として、国の施策で積極的な登用が必要。(日本行政書士会連合会)

#### 【教育・普及活動】

- ・小中高校生への法教育、著作権教育について「著作権相談員(行政書士)」がその専門性を活かして支援、実施することが可能。(日本行政書士会連合会)
- ・児童、生徒だけでなく、教師やPTA、地域コミュニティー、さらには国民全体に対する普及啓蒙活動に「著作権相談員(行政書士)」が登用されることが必要。(日本行政書士会連合会)
- ・小中学生に対する知的財産教育は、必要な教育。多面的教育プログラムを抱える文部科学省がきちんと予算をつけて知的財産教育を実施しているのか検証し、今後どのような形で教育を実施するのがよいか、検討願いたい。(日本知的財産協会)
- ・発明協会が行っている「少年少女発明クラブ」はすばらしい活動だが、ほとんどの学生が創造性を学校教育の中で損なわれているため、「学生の発明能力強化」を実施すべき。(個人)

#### IV. 戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略

- ①コンテンツの電子配信を促進するとともに、我が国の知的資産をデジタル・アーカイブして活用する。
- ・簡便な権利処理の仕組みを構築し、コンテンツの流通を促進するために、権利の所在に関する情報の集中化及び分野に応じた権利処理窓口（ワンストップショップ）の集中化に向けた取組を支援すべき。（一般社団法人日本音楽著作権協会）
  - ・バラエティー番組などは既成の音源を使用しており、コンテンツの2次利用に必要な許諾、使用料金の問題が浮上するため、スピーディーな権利処理が必要。（株式会社東海サウンド）
  - ・電子書籍の統一規格について中小企業への普及啓発及びデジタル化に伴う費用の補助制度を拡充することが必要。（東京商工会議所）
  - ・電子書籍の市場整備の加速化については、契約慣行の確立、権利集中管理機構の創設が早急に求められる。（日本行政書士会連合会）
  - ・国立国会図書館に所蔵されている紙媒体の出版物の電子化媒体を、インターネット上に公開すべきで、インフラ整備を早急に進めるべき。（日本行政書士会連合会）
  - ・公衆送信権の一部に電子出版権（仮称）を創設することを骨子とする法整備の採否について検討すべき。（日本弁理士会）
  - ・電子出版権（仮称）が創設される場合、出版権と電子出版権にそれぞれ、電子的頒布（公衆送信）と有形的複製の禁止権の付与を検討すべき。（日本弁理士会）
  - ・学校現場における著作物の利用に関する著作権法第35条の権利制限は、e-learningといったITを活用した先進的かつ効率的な教育の推進には不十分。新しい教育の在り方に適応する権利制限を含む法改正や簡便な著作権処理の枠組みについて官民連携で早急な解決が望まれる。（日本マイクロソフト株式会社）
  - ・工程表（99）には出版者の権利のあり方について「左記結論に基づき、必要な措置を実施」とあるが、これを「文化審議会著作権分科会における検討を進め、その検討結果を踏まえ、法令改正に向けた準備を行う」に修正すべき。（社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本雑誌協会）
  - ・書籍や放送のデジタル偏重は、サイバー刑法の改悪などで遮断が生じた場合に文化破綻を誘発する可能性があるため慎重に対応すべき。（個人）
  - ・デジタル・アナログ両媒体を併存させ、片方の存続が困難な状況となっても、もう一方で存続が可能な状態を維持すべき。（個人）
  - ・「電子書籍として市場で配信されたものは、館内閲覧に限るというルール設定の検討をはじめとした取組を支援する」とあるが、これは「ガラパゴス」施策、イノベーションを「起こさせない」ための愚策。（個人）
  - ・視覚障害者や歩行困難者などのための遠隔地利用や音声読上げサービス構築、書籍の全文検索システム提供、情報化・電子化技術は「利便性向上」のために用いなければ意味が無い。（個人）
  - ・議論の余地の少ないアーカイブ構築のみを是として推進し、外部提供といった関係者との合意が必要な部分は後段にするくらいのイニシアチブが必要。（個人）
  - ・出版社に著作隣接権を与えることに反対。クリエイターの権利を重視すべき。（個人）
  - ・出版社に対する著作隣接権付与は、商業誌や二次創作（パロディ）などで作者たち

- が委縮し、コンテンツ産業に大きな損失となる。(個人)
- ・著作隣接権について、海外企業に権利が流出する恐れがあるため反対。(個人)
- ・日本のコンテンツを世界中どこでも視聴可能とするため、海外向けのインターネット配信企業に対し適宜許諾を与えるよう行政指導を行うとともに、隣接権者の専有権として規定されている送信可能化権を、報酬請求権と位置付けるべき。(個人)

## ②デジタル化・ネットワーク化の基盤を戦略的に整備する

### 【権利制限の一般規定】

- ・著作権法の権利制限の一般規定(いわゆるフェアユース規定)の導入について、速やかに法改正し、関係者に周知することを希望する。(一般社団法人 情報サービス産業協会)
- ・フェアユース規定の導入について、想定される権利制限の対象行為(「著作物の付随的な利用」「適法利用の過程における著作物の利用」「著作物の表現を享受しない利用」)は極めて限定的であり、新ビジネスへの挑戦を可能にする規定を整備すべき。(一般社団法人 情報サービス産業協会)
- ・著作権法の改正案の早期立法化を要望する。立法化に際しては、過度に限定的な規定とならないよう、ある程度柔軟性を持たせた(特にC類型については包括的な受け皿規定として機能しうる)制度設計を希望する。(日本知的財産協会)
- ・公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入に向けて、来年度以降の文化審議会の場においても引き続き検討を行うことを希望する。(日本知的財産協会)
- ・平成21年1月の著作権分科会報告書で権利制限を行うことが妥当となっている事項について、早期対応(プログラムのリバースエンジニアリング関係は早期立法化、薬事関係等は早期法的手当てに向けた検討)を進めるべき。(日本知的財産協会)
- ・リバースエンジニアリングの権利制限拡大は、他国への技術流出を促進する動きにもつながりかねず、知的財産を適切に保護する見地から、国際的調和を前提に引き続き極めて慎重な議論が必要。(日本マイクロソフト株式会社)
- ・著作権制度の利便性向上の観点から、権利制限の対象となる事例集の作成・公表や周知など、権利者と利用者の予測可能性を高める措置を検討すべき(一般社団法人 情報サービス産業協会)
- ・工程表(43)著作権制度上の課題の総合的な検討(権利制限一般規定)に関し、ネットワークプラットフォームの急激な進展に伴い、事業者/ユーザーがフェアユースのある国に移行し、国内産業の疲弊が懸念される。権利者の利益を不当に害さない範囲でフェアユースの対象範囲の拡大に関する検討を要望する。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、一定の類型に権利制限一般規定の導入が提言されたが、提言にない企業内の利用行為のうち、権利者の利益を不当に害さない行為類型(複製物を適法に取得・所持している場合の極めて少数の複製など)も早急に解決頂きたい。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・著作権法の一部改正に関し、関係各省が権利制限の一般規定の運用実態を把握し、不都合が生じる場合は適時法を見直すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・著作物の利用者側は今後も一般規定の適用範囲の拡大を求めることが予想され、全てを一般規定で権利制限されることを著作権者は大いに懸念している。「一般規定

で解決すべし」との結論ありきの議論が提言されないよう希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

- ・平成23年1月に公表された文化審議会著作権分科会報告書には、著作権法に「権利制限の一般規定」を導入する必要性の記述があるが、「権利制限の一般規定」は、商業目的でない著作物は訴訟とならず判例が蓄積されないため、推進計画に「非商用著作物の活用」などの項目を設け、非商用著作物の利用に関する諸問題を検討すべき。(社団法人日本図書館協会)
- ・著作権の一般的権利制限規定は、権利保護を減じることを正当化できる例外的な場面に限って、非常に狭い範囲で適用されるべき。今後も、安易に拡大すべきではない。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- ・アメリカなどと比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すべき。(個人)
- ・フェアユースの範囲が狭く、パロディなどの2次創作が委縮する。(個人)
- ・国民の表現、言論、ネット利用、人身の自由を確保するため、一刻も早く「一般的フェアユース」を導入すべき。(個人)
- ・間接侵害に関する検討などで、スキャン代行業のような業態を全て違法とする立法を行うべきではない。(個人)
- ・著作権、著作隣接権等に関し、広く国民や団体(企業を含む。)から新たに創設を希望する権利制限規定についての案を募集し、法案化すべき。(個人)

#### 【著作権法制度見直し】

- ・個別権利制限規定について、現行の上映権制限は広範過ぎるとわれ、見直しを要望する。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- ・各種業界個々の利益に拘泥することなく、国民全体の利益の観点から著作権制度の課題の検討の視点が必要。著作権法1条の趣旨に沿って具体的な施策として早期に実施しなければならない。(日本行政書士会連合会)
- ・著作権取引時のリスクから、ライセンスを柔軟に保護できる新たな制度枠組みとして、特許と同じく著作権も契約で対抗できる制度の導入を検討すべき。(日本知的財産協会)
- ・新たな技術の出現に伴う法整備において、コンテンツの権利保護に適正に配慮すべき。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- ・特許法では、2011年5月31日に、登録をしなくても差止請求に対抗できる制度が整備された。他方、同様の課題は著作権にもあるため、改めて計画での取組を要望する(ライセンスの著作権譲渡に伴う事業継続性を確保する。)(一般社団法人電子情報技術産業協会)
- ・工程表(132)著作権制度上の課題の総合的な検討に関し、私的録音録画補償金制度の著作権保護技術と補償の要否の関係は、保護と利用のバランスを確保すべく、権利保護に傾斜した現行法を改善すべき。(一般社団法人電子情報技術産業協会)
- ・「知的財産の創造、保護」に関する著作権保護期間の延長、戦時加算義務の解消、私的録音録画補償金制度の抜本的見直しといった諸課題には、近年、実質的な検討がない一方、権利制限の一般規定に代表される知的財産の「活用」に関する施策ばかりが積極的に検討されてきたことは、知的財産基本法の趣旨に照らしてバランスを欠いている。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・著作権法30条1項柱書が規定する「その使用する者が複製することができる」に

- 関して、複製が実質私的領域内での使用であると評価できる場合は、複製行為に事業者の関与を認める検討が急務である。（一般社団法人 電子情報技術産業協会）
- ・著作権法 47 条の 3 において、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とせず、少なくとも「複製物を使用する権原を取得した者」に限定すべき。（社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）
  - ・商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設を要望する。（一般社団法人日本レコード協会）
  - ・著作権侵害の規模が拡大し、侵害の態様が多様化されているインターネット時代、著作者の対応は困難なため、出版者に著作隣接権者としての権利を与え、権利侵害に対抗できるようにすべき。（社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本雑誌協会）
  - ・著作権制度の整備・見直しにあたっては、医療・福祉上の制約が生じないような制度を設計することを要望する。（たとえば、医療上の安全性を確保する上で必要な情報の提供が著作権によって阻害されないこと）（日本製薬工業協会）
  - ・薬事法で求められる医薬品の適正使用にかかる情報の収集、保管、提供に関し、文献等の複製、譲渡及び公衆送信に対する権利者の許諾を不要とし、権利者への経済的補償は、通常の使用料相当額とする立法措置を講ずべき。（日本製薬団体連合会）
  - ・国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることを要望する。（日本製薬団体連合会）
  - ・医薬品、医療・介護技術が問題なく利用されるためには、適正使用に関する正確な情報が迅速に届けられる環境整備が必要不可欠。（日本製薬団体連合会）
  - ・著作権の管轄は総務省に移すか、文化庁（文科省）や特許庁、総務省等、既存の省庁とは関係ない独立した「著作権局」を作るべき。（個人）
  - ・著作権法附則 5 条の 2 を堅持すべき。（個人）
  - ・CGM（消費者生成メディア）時代の創作・著作権について、著作権法の全面的な見直しも含めて徹底した議論と今後に向けた方向付けが必要。（個人）
  - ・インターネットにおける今以上の知財保護強化、特に、著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対。（個人）
  - ・使用されない商標が取消の対象となるのと同様に、3 年以上活用されないコンテンツの裁定による利用が可能となる法改正が望まれる。（個人）

#### 【二次創作】

- ・経済効果がありそうな二次創作を保護すべき。（個人）
- ・パロディなどの二次創作は、高い文化的意義・価値を有する独自の創作であり、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって封殺されるべきではない。（個人）
- ・二次創作という法律上定義されていない言葉を自明のように扱うのはいかなものか。二次創作のかなりの割合は、既存作品のアイデアの利用で、著作権上はっきりと「白」であることを失念しているのではないか。（個人）
- ・著作権上問題のない二次創作の権利処理など本末転倒の発想であり、特に文部科学省は現状について不勉強。（個人）
- ・二次創作の円滑化に賛同。パロディの権利を認め、創作者を保護する取組を進めるべき。（個人）
- ・著作権法は、二次創作や同人誌などのサブカルチャーに対応できておらず、合法化が必要。（個人）

### 【クラウド・コンピューティング】

- ・クラウド・コンピューティングに関する民間の取組に対する支援策を盛り込むべき。  
(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・クラウド等のサービス提供に際しての委縮効果をなくし、コンテンツの流通・利用の促進を図る観点から、著作権の間接侵害の立法化を含め、サービス提供事業者の著作権侵害の範囲の明確化の検討を進めるべき。(日本知的財産協会)
- ・クラウドサービスの普及にあたって生じる新しい知的財産権の侵害への対応について、更に検討を行うべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- ・著作権法 30 条 1 項 1 号の公衆用自動複製機器とクラウド上のサーバーとの関係についての法的リスクの解消が急務である。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・2011 年 1 月のまねきテレビ最高裁判所判決が示した「送信可能化」及び「自動公衆送信装置」の概念は、送信可能化及び自動公衆送信装置に関わる事業者の行為が、どのような場合であれば適法となるのかが不明確。「クラウド型サービス」の「法的リスクの解消」のため、「送信可能化」及び「自動公衆送信装置」の概念の明確化が急務。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・輸出貿易管理令別表第 1 輸出許可品目「8 コンピュータ」「9 通信関連」といった品目の設計、製造又は使用に係る技術データに関し、外国のデータセンターでの保管について、安全保障貿易管理の観点から政府見解を明らかにすべき。民間分野での適切な対応を促すことが、技術流出防止及び ICT インフラ活用の両面から必要。  
(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・スマートフォンにおける著作権等の保護と消費者保護の両側面から、国外企業を含め国際間の課題の共有とその対策を講じるべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・まねき TV 事件及びロクラク II 事件の最高裁判決で、公衆への送信が著作権法の規制範囲となり、レンタルサーバー・クラウド事業などが違法となりかねないため、公衆の定義の見直し、著作権侵害の範囲確定、事業の適法性を公表すべき。(個人)

### 【保護期間】

- ・著作権保護期間を著作者の死後 70 年までに延長すべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・著作権保護期間は、少なくとも著作者の死後 70 年又は著作物、実演若しくはレコードの公表から 95 年のいずれも下回らない期間とすべき。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・戦時加算義務を解消すべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・レコード保護期間の延長を要望する。(一般社団法人日本レコード協会)

### 【間接侵害】

- ・工程表(44)著作権制度上の課題の総合的な検討(間接侵害)に関し、「カラオケ法理」を排除し、新法(著作権法に捉われず、産業政策目的の特別法による立法も視野に)による制度改革を検討すべき。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・著作権法上のいわゆる間接侵害に関し、文化審議会著作権分科会の検討結果を踏まえた制度改正案の取りまとめに当たっては、物理的な観察だけでは著作物の利用主体を決定できない事例が少なからずあることに十分配慮すべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)

- ・「間接侵害」の成立は、直接行為者による侵害の成立を前提としており、著作権法の制限規定の適法行為は対象外であることを明確にすべき。今後の法制問題小委員会での立法措置の検討でも、既存・新規事業への取組みを不当に排除したり萎縮させないように十分に配慮すべき。(社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会)

#### 【著作権侵害の非親告罪化】

- ・著作権侵害事案は親告罪から除き、著作権者が取締りを希望しない意思を明確にしている場合以外は、警察が自ら刑事手続を進めることができるようにすべき。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・著作権法違反の非親告罪化に反対。警察組織の権限拡大となるので絶対反対。(個人)

#### 【法定損害賠償制度】

- ・著作権侵害については、米国をはじめ多数導入されている法定損害賠償制度を導入すべき。法定損害賠償額は、将来の著作権侵害の抑止に足ると同時に、著作権者が損害を回復するに十分な金額であるべき。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・「法定損害賠償制度」の創設を要望する。(一般社団法人日本レコード協会、ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- ・現行著作権法 114 条の 5 では、裁判所が「相当な損害額」を認定できるが、インターネットでの被害の急拡大、損害の立証の困難さといった侵害行為の実態に見合う賠償制度について総合的に検討すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・法定賠償金は今後の知的財産の発展を大きく妨げる恐れがある。(個人)

#### 【私的録音録画補償金制度】

- ・私的録音録画補償金制度の抜本的な見直しを早期に実施すべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・コンテンツ利用者の利便性を損なうことなく権利者への適切な対価の還元を実現する私的録音録画補償金制度の拡充・再構築案を速やかに策定し、2012年中にその実施のための具体的施策を講じるべき。(社団法人日本芸能実演家団体協議会)
- ・著作権法及び関連する政省令を改正し、デジタル方式の録画機器も私的録画補償金の対象であり、その製造業者は、機器の利用者から補償金を預かり指定管理団体に支払う法的義務があることを、再度明らかにすべき。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・政府は公正かつ建設的な協議の場を設け、補償金がクリエイター・権利者へ適切に支払われる現行制度の見直し、又は、これに代わる制度の創設を早急を実現すべき。(社団法人日本民間放送連盟)
- ・ユーザーが安価に著作物を楽しめ、補償金で新たな創造のインセンティブを生むことが私的録音録画補償金制度の目的と理解すべき。DRM 技術の付加でユーザーの金銭的負担を増すことは制度の目的に適っていない。(個人)
- ・私的録音録画補償金制度の混迷した議論は一回仕切り直し、新制度の設計も含めるべき。(個人)
- ・コピーワンス・ダビング 10 に反対。(個人)

### ③グローバルな著作権侵害への対応を強化する。

#### 【アクセスコントロール回避規制】

- ・ 工程表(126) アクセスコントロール回避規制の強化に関し、正当な機器、部品、チップの販売・サービス提供へのサイドエフェクトが生じないように、「製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備」すべき。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・ 「アクセスコントロール回避規制の強化」に関して、不正競争防止法(及び関税法)は法改正、施行済だが、著作権法の法改正を速やかに実施すべき。(社団法人日本民間放送連盟)
- ・ DVDのCSS(著作権の技術的保護手段)を回避して複製する行為を著作権法30条が供していると解される現状は速やかに是正すべき。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- ・ 技術的手段が施された著作物をその技術的手段を解除して視聴することについて、技術的手段の保護方法、同手段の回避に関連する行為の規制の在り方について、適時見直しを図るべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・ 著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキーの流通を適切に抑止する規定の付与について、早急に検討すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

#### 【プロバイダ責任】

- ・ 工程表(127) プロバイダによる侵害コンテンツ対策措置の促進に関し、権利侵害コンテンツ対策の実効性担保のための制度検討においては、まずは権利者団体とプロバイダの自主的な取組を拡大すべき。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・ プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入といった抜本的解決の仕組みの導入を早急に検討していただくことを要望する。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- ・ いわゆる「スリーストライク制度」をはじめとする違法利用対策の強化につながる新たな制度の検討や導入といった諸外国の例を参考にしつつ、我が国の実情に合った効果的な制度を早急に検討し、導入すべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・ 総務省のプロバイダ責任制限法検証ワーキンググループの提言(平成23年7月公表)が、法改正には慎重な結論に終始した結果、個別の議論も疑問を生じる点が少なくない。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・ プロバイダ責任制限法のみで権利侵害のすべてに対応することは限界。権利ごとにプロバイダの義務、免責を検討し、新たな法整備をするといった柔軟な対応を検討すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・ インターネット・サービス・プロバイダは情報の内容にも相応の責任を負うべきで、グラジュエイテッド・レスポンスといった効果的な措置を取るべき。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・ P2Pファイル共有ソフトでの著作権侵害について、発信者の情報開示手続きの要件緩和など、迅速な対応を可能とするよう法を見直すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・ ISP(インターネット・サービスプロバイダ)に対する出品者その他の発信者情報開示請求の代理(知的財産権に関する)を弁理士が行えるように、弁理士法に、プロバイダ責任制限法第4条の発信者情報開示請求の代理を追加すべき。(日本弁



理士会)

- ・権利者とプロバイダの協力による侵害情報の送信防止措置実施に向けた制度の検討を要望する。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・違法・有害コンテンツへの対応として、現行のプロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等により引き続き対応することが適当である。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・サイト・ブロッキングは、通信の秘密や表現の自由に抵触するという意見もあるが、外国のサーバによる著作権侵害に対抗する効果的な手段である。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・著作権侵害は、国内所在のサイトに対しては法的措置が取れるが、同様な手段が一部の外国所在のサイトに対しても必要なのは明らか。(個別のインターネットユーザに対する措置ではない) (株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・違法コンテンツへのリンクの設置並びにそれらの集積であるリンク集の運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為が間接侵害に含まれるよう要件、定義を検討すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会・プロバイダ責任制限法検証に関する提言」を尊重すべき。(個人)
- ・プロバイダ責任の「刑事免責」を導入すべき。(個人)
- ・間接侵害事件や著作権侵害幫助事件で、ネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされる事は、プロバイダ責任制限法のセーフハーバーが不十分なことの証左であり、著作権侵害とならない範囲を著作権法上確定することが喫緊の課題である。(個人)
- ・技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文化すべき。(個人)

#### 【違法ダウンロード対応】

- ・音楽の違法ダウンロードへの罰則導入を要望する。(一般社団法人日本レコード協会、株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・動画投稿サイトにおける違法配信からのダウンロードを支援するサービスに対する効果的な施策の検討を要望する。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・利用者を侵害コンテンツへ誘導するサービスへの対策強化を要望する。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・違法ダウンロードの禁止を実効性あるものにするために、著作権法第30条第1項第3号違反に刑事罰を導入し、取締りの対象とすべき。(株式会社日本国際映画著作権協会)
- ・著作権法30条に関し、ソフトウェアにつき、ダウンロードの違法化を法制すべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- ・著作物の違法なアップロードの被害の実態やビジネスに対する影響を勘案し、著作権法30条で適法に複製できる範囲からの除外に関する検討を希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら私的使用目的で複製することを、著作権法30条の範囲から除外すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・引き続きインターネット上の著作権侵害、特に、放送番組の同時違法アップロード

- に対する対策を急ぎ強化すべき。(社団法人衛星放送協会)
- ・違法「ダウンロード」の刑罰法化は、例えば、BGMに違法なMP3ファイルを貼ったページへアクセスしただけで、ファイルがダウンロードされ処罰対象となる危険がある。市民の脅威とならない方法を検討すべき。(個人)
  - ・ダウンロード違法の罰則化に反対。警察組織の権限拡大となるので絶対反対。インターネットを利用しているだけで冤罪の被害者になりかねないため、強く反対。既にアップロードが違法化されているのだから、まずその取締りの強化をすべき。(個人)
  - ・私的利用のための複製を容認すべき。(個人)
  - ・DRM回避規制強化、ダウンロード違法化、著作権を理由とするブロッキングなど、インターネット規制に反対。その検挙のために、通信の秘密などが侵されることは容認できない。(個人)
  - ・私的ダウンロード違法化は今後の知的財産の発展を大きく妨げ、警察組織の権限拡大となるので絶対反対。(個人)

#### 【インターネット上の著作権侵害対策・海賊版対策】

- ・政府としてもIIPPF(国際知的財産保護フォーラム)支援体制の維持・強化(IIPPF支援対応人材の配置、IIPPF活動施策との連携及び予算措置)を講じることが望まれる。(日本知的財産協会)
- ・日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであるため、CJマーク事業への支援継続が必要。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- ・劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りを強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・海外サイト対策として、国家間での取締りの強化や民間のエンフォースメント活動の推進など、実効性の高い戦略を構築・実施すべき。(社団法人日本民間放送連盟)
- ・国境を越えた著作権侵害対策のために、政府が中心となり、各国の権利者、ISPやインターネットオークションの事業者、政府機関が一堂に会する協議の場を設ける取組が必要。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与することが必要。(東京商工会議所)
- ・中国においては、例えば、現在、権利者負担となっている税関保管料や侵害品の処分費用を、税関負担としないなどの問題が多く、模倣品ビジネスが成り立たない環境を目指し、要請活動の継続・強化が必要。(一般社団法人電子情報技術産業協会)
- ・2020年の目標指標「著作権侵害コンテンツの流通量の8割減少」「日本のコンテンツのグローバル配信ビジネスの売上1,000億円超」の達成に向け、国内において、違法投稿者への罰則強化や投稿者の情報開示の簡便化など、法改正を含めた抜本的な対策が必要。(社団法人日本民間放送連盟)
- ・インターネット上での著作権侵害対策に関し、各権利者(団体)等が詳細な情報入手するのは負担が大きく非効率。政府が海外の情報を収集・翻訳し、国内に提供するスキームの構築が必要。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・諸外国での裁判を闘うため、関連判例の研究が不可欠。判例研究のための仕組み(含む現地語の翻訳の推進)を要望する。(日本知的財産協会)
- ・「グローバルな著作権侵害への対応強化」は、「正規版の流通促進」も重要であり、

- 流通の阻害要因を取り除く施策を講じ、正規流通の促進による違法アップロードの抑止を後押しする取組も併せて行うべき。（社団法人日本民間放送連盟）
- ・インターネット上の著作権侵害対策の強化を行うことが必要。特に、中小企業の知的財産保護は、政府機関の積極的な関与が必要。（東京商工会議所）
  - ・不正流通による「メリット」の面は検討されているのか。例えば、中国・韓国のみならず、タイやベトナムで流通しているコンテンツにも不正利用は多いが、こうしたコンテンツによる親日イメージの構築は劇的である。（個人）
  - ・日本のアニメ・マンガ産業は概ね国内市場で資本回収しているのだから、一部の権利者の海外市場進出と、不正流通の結果とはいえ親日家養成のためのメディアとしての機能とは、慎重に天秤にかけるべき。（個人）
  - ・ファイル交換ソフトの開発者が、海賊版の流通に使われた容疑で罪に問われた。日本は知財開発を阻害する規制や風潮が多過ぎる。（個人）
  - ・違法コンテンツ対策・違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー・情報アクセス権といった国民の基本的な権利を尊重しつつ、的確に対策を進めるべき。（個人）

#### 【TPP】

- ・TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）には、著作権の保護期間延長や非親告罪化への懸念の声がある。国際協調は重要だが、関係法令や裁判制度が異なる各国の事情は尊重されるべきで、推進計画に「著作権における我が国の立場の明確化」などの項目を設け、明確に我が国の立場を主張すべき。（社団法人日本図書館協会）
- ・TPP交渉に際し、事前に米国コンテンツ産業がどのようなインフラで成功しているかを分析し、日本が導入すべき制度やポリシーを確立して交渉に臨むべき。（日本知的財産協会）
- ・保護期間延長、非親告罪化、ISP 間接侵害責任、法定損害賠償、私的ダウンロード罰則化に断固反対。（個人）
- ・非親告罪化は、警察が海賊版、盗作など著作権違反を認定すれば著作権者の意志とは無関係に摘発できると、通報マニアや規制強化論者による告発も増え、恣意的な運用への危惧があり、二次創作への委縮効果も問題である。（個人）
- ・米国が医薬品の特許期間延長といったことを押しこんでくる可能性があるため、防御策を考えるべき。（個人）
- ・「コンテンツ強化専門調査会」はTPPを扱う適性がないため、「業界ヒアリング」の場として置き、TPPを軸にして各調査会、知財関係本部会議を統括する権限を持ち適性のある者で構成する「TPP対策会議」を新設すべき。（個人）
- ・TPP参加による知財政策、コンテンツ産業の発展への影響を早急に国民に公表すべき。（個人）

#### ④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する。

- ・著作権教育の拡充を要望する。（一般社団法人日本映像ソフト協会、一般社団法人日本レコード協会）
- ・知的財産に関する基本的な知識ができるだけ年少期に当然のこととして定着するよう、国として、特に、小・中学校教育における知的財産分野の充実を図る施策に一層積極的に取り組むべき。（一般社団法人日本音楽著作権協会）
- ・違法アップロードや私的利用の範囲を超えた複製行為を防止する意味での啓蒙、教

- 育活動も更に強化すべき。(社団法人衛星放送協会)
- ・若年層への啓発を重点に置きつつ、消費者の知的財産権に関する意識の向上を図る施策を希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
  - ・映像コンテンツ、音楽コンテンツあるいはライブ・コンテンツを創造するアーティスト人財の育成、保護の基盤として、その地位に関する法的整備、社会的認識の構築が必要。(社団法人日本芸能実演家団体協議会)
  - ・オリジナルコンテンツ(特に音楽)を編集し、デザインを再構築することで、元のコンテンツを更に広めることがあり、これには権利者保護、適正な分配金などクリエイターがコンテンツ作りに魅力を感じる基盤整備が必要であり、ブランドビジネスとしての発展のためにも現場の意見集約を希望する。(株式会社東海サウンド)
  - ・pixivやPIA PRO、その他動画共有サイトなどの創作基盤がもたらした「制作価格の低下」、「クリエイターの消耗」といった面を正しく現状認識すべき。(個人)

#### (その他)

- ・青少年インターネット環境整備法附則第3条で2012年3月までに施行状況の検討結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。総務省の研究会で業界の取組状況を十分に評価し、事業者が具体的に採るべき措置の指針の見直しといった政府による実効性確保の取組を継続すべき。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・有害情報対策は、民間の自主的取組、利用者のリテラシー向上、青少年が有害情報閲覧する機会の最小化を踏まえ、業界の自主取組や幅広い関係者間の連携を一層推進するよう、引き続き政府の支援を期待する。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・特定商取引法のインターネットでの運用強化をすべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブカン)
- ・中小企業のデジタル・ネットワーク活用事例を提供し、セミナーなどを通じて普及啓発を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・海外向け動画は個人が翻訳した動画に依存。これを削除するなら、字幕付き動画を公式に作成し、海外向け放映を積極的に行うべき。ニコニコ動画などのMADムービーなどを、著作権法の規制対象外とすることが必要。(個人)
- ・デジタルコンテンツ流通分野で国際的なイニシアティブをとるため、権利保護に必要な十分な許諾条件の記述機能とコンテンツ識別子の付与機能を持つ中立的な組織の設立と、その設立に向けた検討委員会の設置が必要。(個人)
- ・WIPOをはじめとする国際機関への出向者を活用し、著作権などの国際動向について細かく早急に国民へ知らせる仕組みの導入を検討すべき。(個人)

## V. 戦略4 クールジャパン戦略

### ①クールジャパンを発掘・創造する。

- ・「クールジャパン」の核となる優れたコンテンツの創出のために、コンテンツ制作に対する税制面を含む支援を至急検討すべき。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- ・魅力あるコンテンツの発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うことが必要。(東京商工会議所)

- ・工芸品や特産品、技術力の高い製品やコンテンツなどが連携できる支援策を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・我が国の製品やサービスのブランド力を向上させ、情報発信や販路開拓等を、官民一体となって内外に強力で推進することが必要。(例:「葛飾ブランド(葛飾町工場物語)」、「すみだブランド(すみだモダン)」、「大田ブランド(ものづくりネットワーク)」、「板橋Fine Works」、「メイド・イン・品川」といった取組支援など)(東京商工会議所)
- ・ブランド強化に係る支援事業には、ブランドマネジメントが不可欠。所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、統一ブランド名の採用や長期計画に沿ったものとする必要がある。(東京商工会議所)
- ・外国人や海外市場を強く意識し、日本的な良さが欧米的にならないように慎重に考えるべき。(個人)
- ・各省庁の連携がいまだに不十分。(個人)

## ②クールジャパンをグローバルに発信する。

- ・「コ・フェスタ」、「国際ドラマフェスティバル in Tokyo」、「東京国際ミュージックマーケット」などについては、これらの取組が一層推進されるよう、中長期的視野に立った計画とバックアップ体制の確立を期待する。(一般社団法人日本レコード協会、社団法人日本民間放送連盟)
- ・複数の日本文化・コンテンツをパッケージにした取組を推進すべき。(例:海外向け専用TVドラマの制作・販売、ファッション・オンラインゲーム・映像(実写とアニメ)と音楽を一体とした発信)(一般社団法人日本レコード協会)
- ・放送コンテンツの海外展開は、民間では解決できない課題があり、日本がコンテンツ流通先進国と肩を並べ、放送コンテンツを世界に発信していくためには、国が講じるべき施策を更に積極的に推進することが必要。(社団法人日本民間放送連盟)
- ・国際見本市への共同出展など、官民一体となったコンテンツの国際展開や輸出支援策の拡充とともに、各国のコンテンツに関わる情報提供を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・海外にコンテンツの紹介を行うオールジャパンコンテンツ情報センターを設置すべき。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・国家権力の介入で若者文化などが改変されないよう、官の役割を対外的広報などの分野に限定し、文化自体の在り方は民に任せるべき。(個人)
- ・韓国ドラマが韓国政府にこり押しされ日本での反感が高まったことを反面教師とし、強硬な推進ではなく、文化の紹介と賛同者の開拓、日本的な視点・感性の共有拡散などマイルドな方向性を目指してほしい。(個人)
- ・政治・行政は、サブカルチャーを「卑しい仕事」で「実写よりも劣る」として、活動を妨げる施策を打ち出している。クールジャパンの推進のためには、こういった考えを改め、規制緩和と文化共有を進めることが一番重要。(個人)
- ・J-POPを更に世界中で普及させるために、国は、歌詞の日本語表記、ローマ字表記、英訳を検索、表示可能なデータベースを制作するか、データベースを制作する企業・団体を資金面及び法律面から支援すべき。(個人)
- ・工程表(150)「コンテンツを活用したクールジャパンの発信強化」に関し、「影響力が大きい映画・ドラマ・ゲームを活用し、作品中にファッションや食といったクールジャパンを登場させるよう民間の取組を促す」必要性に疑問。(個人)

- ・ 経済産業省は、クールジャパン官民有識者会議を構成し、ポータルサイト「Cool Japan Daily」 <http://cooljapandaily.jp/> による発信を行い、知的財産戦略本部においても「JAPAN NEXT キャンペーン」 <http://www.jp-event.jp/> が開設されたが、両者に連携があるように見受けられない。(個人)

### ③クールジャパンの人気を拡大させる。

#### 【地理的表示】

- ・ 地理的表示保護制度の導入については、農林水産物や食品の高品質の担保を図るとともに、地域団体商標のような独占排他的な表示ではなく、所定の品質をクリアしたものを認定する制度の実施が望まれる。(日本行政書士会連合会)
- ・ 証明商標(地理的表示を含む)の商標法での採用の適否についての検討を進めていただきたい。(日本弁理士会)

#### 【ACTA】

- ・ 工程表(161) ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定(仮称))の参加促進により、知的財産権保護の国際的な枠組み強化を期待する。将来の二国間協定や多国間協定の協議の際も、ACTAと同様に産業界を含め広く意見聴取を希望する。(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ・ 昨年調印されたACTAが批准され発効することによって、著作権侵害のない適正な国際市場が形成されることを期待する。著作権侵害のない国際市場を拡大するため、更なる加盟国の拡大を希望する。(一般社団法人日本映像ソフト協会)
- ・ 商標権侵害物品の主たる輸出元である中国に対してACTAへの加盟の働きかけをより強化すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・ 模倣品・海賊版対策について、ACTAの加盟促進を進めると同時に、明白な権利侵害に対して警告を出すといった対応をすべき。(東京商工会議所)
- ・ ACTAの加盟国を拡大し、海外諸国の参入障壁の撤廃を推進すべき。(東京商工会議所)
- ・ ACTAの早期発効と、今後、より実効性を高めるべく新興国・途上国への働きかけを強め、とりわけ中国の取込みを図り、加盟国を拡大する努力が望まれる。(日本知的財産協会)
- ・ ACTAの批准に反対。(個人)
- ・ DRM回避規制の強化が行われようとしている背景であるACTAの批准に断固反対。(個人)

#### 【その他】

- ・ 韓国では、李明博政権のマニフェストにコンテンツ振興が盛り込まれ、国家の重要施策として位置付け、コンテンツ振興に関する支援を一元化するなどの施策を講じている。日本も、国家としての施策の位置付けを明確にし、中長期的なビジョンとそれを実現するための財政的な措置をすべき。(社団法人日本民間放送連盟)
- ・ 「クール・ジャパン」の潜在力を最大限に発揮させるため、デジタル化、ネットワーク化など官民一体となった戦略的な推進が必要。(東京商工会議所)
- ・ 「クール・ジャパン戦略」による取組について、国内向けの情報発信を強化することが必要。(東京商工会議所)
- ・ 地域資源を用いたブランド構築、地域食材を核とする食文化のブランド構築は、地

域独自の知的資産ととらえ、「知的資産経営」の手法を導入して、「見える化→魅せる化」を図るべきで、そのための支援策を講じるべき。（日本行政書士会連合会）

- ・昨年度の2月に愛知県で開催された「ぼぷかる」のようなイベントを各地域で開催し、地域活性化の推進と併せて文化推進を実践してほしい。（個人）

#### ④クールジャパンの基盤を整備する。

- ・海外の規制に関する情報の提供及び規制緩和・撤廃に向けた取組を強化すべき。（東京商工会議所）
- ・中国における検閲制度の見直しを要望する。（一般社団法人日本レコード協会）
- ・著作者が自らの作品を自ら発表できる場の提供とその保護を実施すべき（個人）

#### ⑤グローバルに通用する人材基盤を強化する。

- ・諸外国では、コンテンツ制作のためのインフラ整備など、クリエイターの経済的負担を軽減する支援体制を構築している。日本でも同様の施策を講じ、グローバルに通用する人材基盤の強化に資するべき。（社団法人日本民間放送連盟）
- ・世界市場のニーズに対応できる国際的なプロデューサーの育成を支援することが必要。（東京商工会議所）
- ・クリエイター育成、制作労働環境の整備が一層求められる。（日本行政書士会連合会）
- ・コンテンツ産業を支える人材についての育成支援策を強化することが必要。（東京商工会議所）
- ・地域でコンテンツを有効活用できる人材についての育成支援策を強化することが必要。（東京商工会議所）
- ・アニメーターへの支援は、待遇の改善、労働環境の改善を進めるべき。（個人）
- ・映像作品に携わるクリエイターは、監督以下脚本、撮影、照明、編集など多数存在するが、著作権法によって、これらクリエイターには複雑な権利処理のみがのしかかるだけで、著作権偏重教育は、現場のスタッフの士気を著しく下げる。（個人）

## VI. その他

- ・知的財産戦略、政策の策定に関する各省庁の審議会等の透明性確保が不十分なものがある。原則公開（一般傍聴可能）とし、可能な限りネット中継等を実施すべき。（個人）
- ・会議の性質によっては、非公開はやむを得ないが、議事録、議事概要の公表により透明性の担保を望む。特に、文化審議会著作権分科会小委員会ワーキングチームは、会議、資料は非公開、「議事概要」は「〇〇について検討した」の1行で終わっていることが多く問題。（個人）
- ・委員等の人選に関しては、過程を明らかにし、極端な長期間、関連会議の併任等はその理由を明らかにし、ユーザー代表を必ず入れるべき。（個人）
- ・文化審議会の委員に五木寛之氏を推薦する。（個人）
- ・知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体、総務省から放送通信関連団体・企業、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定すべき。（個人）